

企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ）開催業務 事業者公募要領

1. 業務名称

企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ）開催業務

2. 業務の内容

別紙「企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ）開催業務 仕様書」のとおり

3. 契約の内容

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがある。

（2）契約期間

契約締結の日から2026年3月31日まで

（3）契約上限額・見積限度額

金 2,800,000円（消費税・地方消費税を含む）

（4）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

（5）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

（6）契約書案

別紙「頭書及び委託契約約款」の通り

（7）その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 事業者選定スケジュール

- | | |
|------------------|----------------------|
| （1）公募要領等の配布開始 | ：2025年9月11日（木） |
| （2）質問期限 | ：2025年10月1日（水）17時まで |
| （3）参加申請期限 | ：2025年10月1日（水）17時まで |
| （4）質問に対する回答 | ：2025年10月6日（月） |
| （5）企画提案書の提出期限 | ：2025年10月28日（火）17時まで |
| （6）企画提案会の開催 | ：2025年10月31日（金）（予定） |
| （7）受託候補者の決定・契約締結 | ：2025年11月上旬（予定） |

5. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている法人

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること。
- (4) 業務運営に関し、必要となる各種法令に基づく許可、認可、免許等を受けていること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (7) 契約の履行に関し、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

6. 参加申請の手続き

(1) 各書類の配布・提出場所

①配布開始日

2025年9月11日（木）

②配布場所

神戸市ホームページに掲載

※ダウンロード出来ない場合はメールにて送付しますので、本要領10のメールアドレスまでお問い合わせください。

③配布資料

- ア 事業者公募要領（本書）
- イ 仕様書
- ウ 契約書案（頭書及び委託契約約款）
- エ 提出様式一式

(2) 参加申請

電子メール（PDF形式）により、2025年10月1日（水）17時までに、本要領10のメールアドレス宛に下記提出書類を提出し、提出後に電話による到着確認を行うこと。

①提案申請書（様式1号）

②参加資格確認書（様式2号）

(3) 質問方法

提案に当たって、質問事項のある場合は電子メールにより、2025年10月1日（水）17時までに本要領10のメールアドレスまで送信すること。応募者間の公平を確保するため、必要と認めた質問事項については、質問内容と回答内容を、本要領を掲載したホームページに2025年10月6日（月）より掲載する。

なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

7. 企画提案の手続き

(1) 提出期限

メール（PDF形式）により2025年10月28日（火）17時まで（必着）

※容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

※提出後に電話による到着確認を行うこと。

(2) 提出書類

①企画提案書（様式任意）

②業務実績調書（様式3号）

③見積書（様式任意）

④その他補足資料（様式任意）

(3) 作成要領

①企画提案書

様式は任意とするが、以下の全ての内容を含むこと。また、必要に応じて予算内での追加提案をしてもよい。

ア イベント会場提案・運営業務（仕様書5）

- ・本業務に対する考え方、実施方針
- ・スケジュール
- ・集客の具体的な方法
- ・イベント会場候補（少なくとも3会場以上）
- ・イベントの内容（司会者案、タイムテーブル）
- ・イベント演出イメージ（既存イベントの動画の提出やURLの提示も可）
- ・会場装飾イメージ（イメージがわかるものであれば既存の画像で可）
- ・ネットワーキングにて企業との交流を深めるための具体的な方法

イ 本業務にかかる実施体制・支援体制、市との連絡体制

③見積書

- ・業務内容ごとの内訳を記載すること。

8. 選定方法・結果の通知・契約

(1) 提出書類に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

(2) 本企画提案の審査は、下記の審査基準に沿って「企業向けピッチイベント（神戸市ガバメントピッチ）開催業務委託団体審査委員会」が行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。

(3) 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する可能性がある。

(4) 最高得点者が複数ある場合は、企画内容の点が最も高い者を契約候補者とする。企画内容の点の最高得点者も複数ある場合は、業務遂行能力の点が最も高い者を契約候補者とする。それでもなお、最高得点者が複数ある場合は、当該募集事務に関係のない本市の職員にくじを引かせて契約候補者を決定する。

(5) 提案事業者が1社であった場合には、評点が6割以上であれば業務委託予定者とする。

(6) 選定結果の通知

2025年11月上旬に、応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知予定。

評価基準

評価項目	内容	配点
提案内容 (45 点)	①事業の趣旨を踏まえた、魅力的な会場が提案されているか。	10 点
	②提案者の独自のネットワークを生かした効果的な参加企業集客手法が提案されているか	25 点
	③ネットワーキングなどで効果的に企業との交流が深まるような提案がされているか。	10 点
業務遂行能力 (10 点)	事業スケジュールが具体的で妥当か	5 点
	実施体制 (責任の明確化や人員配置) は十分か	5 点
業務実績評価 (20 点)	企業版ふるさと納税マッチング業務やピッチイベント開催など、本業務と類似する業務の実績があるか	20 点
見積額 (10 点) (イベント運営)	以下の計算式に基づき算出する。(小数点以下切り捨て) 全応募者のうち最も低い見積価格/当該応募者の見積価格×10 点	10 点
地域性 (10 点)	提案者が神戸市に本店、支店等を設けているか (本店 10 点、支店 5 点)	10 点
男女共同参画の職場 づくりへの社会的貢 献度 (5 点)	下記 別表のいずれかに該当している場合	5 点
合計 (100 点)		

別表

評価項目	確認方法
・こうべ女性活躍推進企業認定制度 (ミモザ企業)	認定証の写し ※ 神戸市のHP にて公表
・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定	えるぼし認定・プラチナえるぼし認定通知書 ※ 厚生労働省HP にて公表
・くるみん認定・プラチナくるみん・ トライくるみん認定	くるみん認定・プラチナくるみん・ トライくるみん認定通知書 ※ 厚生労働省HP にて公表
・ユースエール認定	ユースエール認定通知書 ※ 厚生労働省HP にて公表
・ひょうご女性の活躍企業表彰	表彰状の写し ※ ひょうご女性の活躍推進会議のHP にて公表
・仕事と生活のバランス企業表彰	表彰状の写し ※ ひょうご仕事と生活センターHP にて公表
・一般事業主行動計画	一般事業主行動計画策定 (労働局の受付印のあるもの) の写し

9. その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、選定結果の如何にかかわらず返却しないものとする。
- (3) 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 企画提案書が以下の条件のいずれかに該当する場合は、本公募に参加できないものとする。
 - ア 提出期限を過ぎてから提出されたもの
 - イ 提出物に不足があるもの
 - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
 - エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募の参加は無効とする。

10. 問い合わせ先及び書類の提出先

神戸市地域協働局企業連携推進課（鈴木・秋山）

住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館23階

電話：078-322-6687

FAX：078-322-6051

MAIL：kobeppp@city.kobe.lg.jp